

介護老人保健施設コミュニティホーム八雲 短期入所療養介護運営規程(介護予防短期入所療養介護)

(運営規程設置の主旨)

第1条 社会福祉法人溪仁会が開設する介護老人保健施設コミュニティホーム八雲（以下「当施設」という。）において実施する短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)は、要介護状態及び要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(準用)

第3条～22条については、介護老人保健施設コミュニティホーム八雲施設サービス運営規定を準用する。この場合において第7条「入所定員」とあるのは「利用定員」「当施設の入所定員は、90人とする」とあるのは、「短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)の利用定員数は、利用者が申し込みをしている当該日の介護保健施設サービスの定員数より実入所者数を差し引いた数とする」と読み替えるものとする。

付 則

この運営規程は、平成12年 4月 1日より施行する。
この運営規程は、平成14年 8月19日より改定する。
この運営規程は、平成16年 4月 1日より改定する。
この運営規程は、平成17年10月 1日より改定する。
この運営規程は、平成18年 4月 1日より改定する。
この運営規程は、平成19年 4月 1日より改定する。
この運営規程は、平成20年 3月 1日より改定する。
この運営規程は、平成20年 4月 1日より改定する。
この運営規程は、平成21年 2月25日より改定する。
この運営規程は、平成21年 4月 1日より改定する。
この運営規程は、平成22年 4月 1日より改定する。
この運営規程は、平成22年 5月 1日より改定する。
この運営規程は、平成22年 8月 1日より改定する。
この運営規程は、平成23年 4月 1日より改定する。
この運営規程は、平成23年 7月 1日より改定する。
この運営規程は、平成23年11月 1日より改定する。
この運営規程は、平成24年 4月 1日より改定する。

この運営規程は、平成24年 6月 1日より改定する。
この運営規程は、平成24年 9月 1日より改定する。
この運営規程は、平成25年 3月 1日より改定する。
この運営規程は、平成25年 4月 1日より改定する。
この運営規程は、平成26年 4月 1日より改定する。
この運営規程は、平成27年 4月 1日より改定する。
この運営規程は、平成28年 4月 1日より改定する。
この運営規程は、平成29年 4月 1日より改定する。
この運営規程は、平成30年 4月 1日より改定する。
この運営規程は、平成31年 4月 1日より改定する。
この運営規程は、令和 2年 2月 1日より改定する。
この運営規程は、令和 2年11月16日より改定する。
この運営規程は、令和 3年 4月30日より改定する。
この運営規程は、令和 3年 6月 1日より改定する。
この運営規程は、令和 6年 3月 1日より改定する。
この運営規程は、令和 6年 4月 1日より改定する。